

## 介護職員等特定処遇改善算定に係る「見える化要件」について

社会福祉法人地域福祉協会では、職員の処遇改善を目的として介護職員等特定処遇改善を算定しております

この算定要件の一つに、ホームページ等での加算の取得状況及び賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表することが求められています。従いまして、本投稿により下記のとおり公表いたします

1. 加算の取得状況 処遇改善加算Ⅰおよび特定処遇改善加算Ⅱ
2. 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

### ○資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する各研修の受講支援を実施します

### ○労働環境・処遇の改善

- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

### ○その他

- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・非正規職員から正規職員への転換

令和3年4月1日

社会福祉法人地域福祉協会  
理事長 押川 哲也